

新型コロナウイルス関連利子補助事業

商工観光部商工振興課

事業費：784 千円

事業の背景

- 新型コロナウイルス感染症により経営に多大な影響が見られる中、これまでの経営を維持・継続するためには中小企業者等の経営の安定化を図ることが必要である。
- 5月1日より融資制度が拡充され新制度になったことにより、旧制度で借入れていた事業者へ県が利子補助事業（0.2%）を実施する。

事業の概要

新型コロナウイルス関連の様々な融資制度が国や県から打ち出されており、県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金は5月1日から制度の拡充を行い、新制度として3年間無利子等の資金となり、借換えも行えることとなっている。県が、旧制度の資金で借入れた事業者へ利息補助事業（0.2%）を実施することで経営に多大な影響を受けている中小企業者等の経営の安定化を図る。

【対象者】

- 市内に事業所があり、売上等が減少するなど経営の安定に支障が生じている中小企業者等で、県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金及び県セーフティネット対応資金を借入れた者。

【対象資金及び対象経費】

- 県中小企業融資制度「新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金（令和2年4月30日までに保証機関が受け付けたもの）」及び県中小企業融資制度「県セーフティネット対応資金（令和2年3月中に保証機関が受け付けたもの）」で新制度へ借換えを行うまでに支払った利息。

【補助率】

- 0.2%（県補助分0.2%）

【対象者】

- 55件 783,750円

【申請期間】

- 令和3年1月～2月末 → 令和3年3月中支払い